

テクノプラザ愛媛

《創業準備室》

募集要項

(入居申請者用)

公益財団法人えひめ産業振興財団

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1

TEL : 089-960-1100

FAX : 089-960-1105

○施設概要

1 所在地

テクノプラザ愛媛 本館
松山市久米窪田町337番地1

2 利用料金等

面積	部屋数	月額利用料
7.2 m ²	8	5,240 円

○施設の特徴

- 1 利用企業の事業活動を支援するための設備を設けています。
 - (1) 商談や応接に利用できる商談室（無料）
 - (2) 仮眠室やシャワールームなどを完備した休憩室（無料「仮眠室を利用する場合は、クリーニング代実費負担」） ※本館のみ
- 2 研修、会議などの企業活動を支援するため、両施設内の研修室や会議室などが手軽に利用できるほか、両施設を会場として実施される、えひめ産業振興財団等の各種事業に身近に参加できます。
- 3 ビジネスサポートオフィスに常駐している、インキュベーション・マネージャー等による事業展開をサポートする体制を整えています。
- 4 隣接地には、企業の研究開発を支援するため愛媛県産業技術研究所が整備されており、これらの施設を身近に利用できます。
- 5 365日24時間利用可能です。（入退室カード管理システム完備）
- 6 コンピュータによる集中管理システムによりセキュリティ対策を行っております。
- 7 利用企業間の交流会などを通して情報交換や親睦を図ることができます。

○利用資格

創業準備室を利用しようとする者は、次の（１）から（４）の全てを満たす必要があります。

- （１）概ね 1 年以内に県内において新たな事業主体の創出を計画している者であること。
- （２）具体的且つ実現可能な事業計画を有していること。
- （３）概ね週 10 時間以上施設を使用すること。
- （４）財団が設置する相談員の指導・助言に従うこと。

○利用条件等

1 利用期間

原則 3 ヶ月以内。特に必要と認めた場合は、改めて申請書を提出することにより、通算利用期間が 1 年を超えない範囲で継続利用することができます。

2 注意事項

- （１）共益費・敷金・電気代等は不要です。
- （２）利用希望のブースについては、希望が重複する場合、希望に応じられないことがあります。
- （３）毎月の利用料は前納（前払い）となります。
- （４）利用許可を受けた方以外への転貸は認められません。
- （５）喫煙は、施設の所定の場所でのみ可能です。
- （６）室内改造は原則として認められませんが、原状回復が可能な軽微なものについては認められる場合がありますので、事前にご相談ください。（退去時には原状回復していただきます。）
- （７）施設を破損、滅失した場合は、原状回復又は賠償を命じることがあります。
- （８）退去後 3 年程度は、活動状況の調査に協力いただきます。

3 利用制限

施設の管理上、次の行為を行う方は利用することができません。

- （１）公序良俗に反する行為（事業内容を含む）を行うこと。
- （２）排水、排気、廃液、騒音、振動、悪臭、電波障害等を施設内で発生させること。
- （３）有害な生物、化学物質等を施設内に持ち込むこと。
- （４）施設に損傷を与える恐れのある重量物、危険物等を持ち込むこと。
- （５）その他、施設の利用者及び他の創業準備室利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると理事長が認めるもの。

○利用申込の方法

1 申込書類

- (1) 創業準備室利用申込書
- (2) 事業計画書

※1 利用申込書類は、利用許可審査及び利用許可後の支援検討資料についてのみ使用するものであり、部外に漏洩いたしませんので、できる限り詳細に記入してください。

※2 利用申込書類を郵送される場合は、あらかじめ財団までご連絡ください。

※3 利用申込書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

2 受付場所

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業振興部 新事業支援課

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1

TEL : 089-960-1100

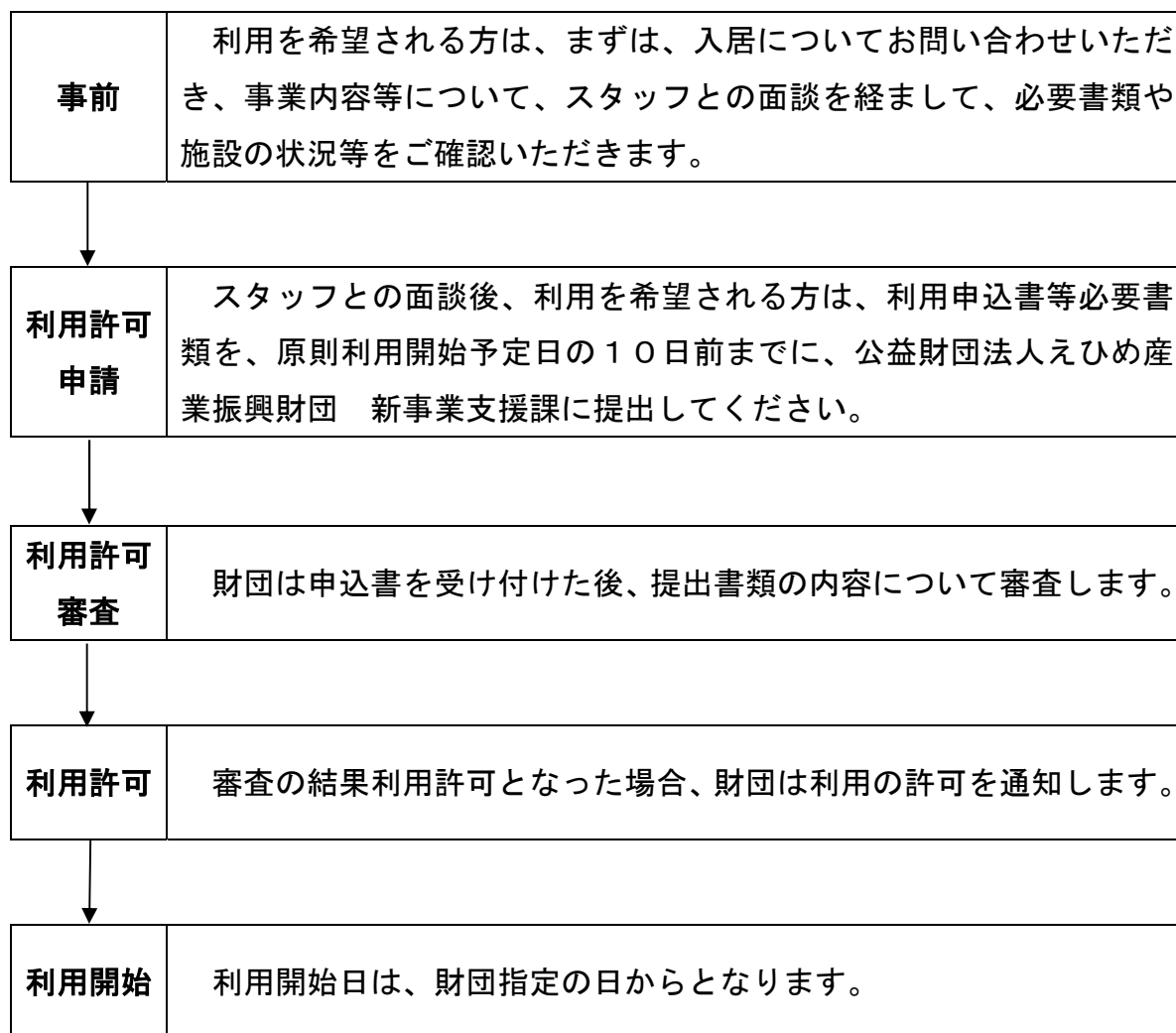
FAX : 089-960-1105

3 受付時間

8:30~17:00

※ ただし、土曜日、日曜、祝日、年末年始は除きます。

○利用手続きの流れ



※ 詳細につきましては、公益財団法人えひめ産業振興財団
産業振興部 新事業支援課にお問い合わせください。